

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正す
る法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成二十八年三月三十一日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律案の成立により、平成二十八年度から平成三十二年度までの間、当該各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、財政規律の維持に留意し、野放図な発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たすよう財政運営を行うこと。また、平成三十三年以降は、財政法第四条の原則に基づき、適切な措置を講ずること。

一 日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑制は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、再考の府である参議院として、平成二十八年度から平成三十二年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十分に発揮できるよう、政府は、財政規律維持の観点から必要な説明責任を十分に果たすこと。

一 政府は、国及び地方公共団体のプライマリーバランスを平成三十二年度までに黒字化する目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

一 大量の国債発行が継続している現状に鑑み、国債価格の長期的な安定化に向けて注視するとともに、財政の健全化と投資家の多様化に向けて一層の努力を行うこと。

右決議する。